



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 3 月 31 日 (火曜日) 号外 第 10 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1	

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第27号)

- 改正の理由及び主な内容
地方税法の改正に伴い、法人の事業税に係る課税方式の見直し等、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 2 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第27号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(法人の事業税の税率等) 第32条 法人の行う事業 (電気供給業、ガス供給業 (法第72条の2第1項第2号に規定するものをいう。次項において同じ。))、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。) に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 (1)～(3) [略]	(法人の事業税の税率等) 第32条 法人の行う事業 (電気供給業、ガス供給業 (法第72条の2第1項第2号に規定するものをいう。次項において同じ。))、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。) に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 (1)～(3) [略]
2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に 100分の1の税率を乗じて得た金額とする。	2 電気供給業 (小売電気事業等 (法第72条の2第1項第3号に規定するものをいう。次項において同じ。)) 及び発電事業等 (同号に規定するものをいう。次項において同じ。) を除く。) 、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に 100分の1の税率を乗じて得た金額とする。
	3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 (1) 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア 各事業年度の収入金額に 100分の0.75の税率を乗じて得た金額 イ 各事業年度の付加価値額に 100分の0.37の税率を乗じて得

3 [略]

(ゴルフ場利用税の非課税)

第45条の2 法第75条の2又は法第75条の3の規定の適用を受けようとする者は、当該ゴルフ場の経営者に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。この場合において、法第75条の2の規定の適用を受けようとする者には同条各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を提示し、法第75条の3の規定の適用を受けようとする者には同条各号のいずれかに該当する利用であることを証明する書類を提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第7条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第32条第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100分の 4.9
--------------------------	-----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年10億円以下の金額	100分の 4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の 5.7

と、同条第3項第2号中「100分の 4.9」とあるのは「100分の 4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の 5.7）」とする。

2 [略]

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条第2項の表中「2年」とあるのは、「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年）」とする。

(種別割の税率の特例)

第12条 [略]

2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車にあっては同年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受

た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に 100分の0.15の税率を乗じて得た金額

(2) 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に 100分の0.75の税率を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に 100分の1.85の税率を乗じて得た金額

4 [略]

(ゴルフ場利用税の非課税)

第45条の2 法第75条の2、法第75条の3又は法附則第12条の2の規定の適用を受けようとする者は、当該ゴルフ場の経営者に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。この場合において、法第75条の2の規定の適用を受けようとする者には同条各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を提示し、法第75条の3の規定の適用を受けようとする者には同条各号のいずれかに該当する利用であることを証明する書類を提示し、法附則第12条の2の規定の適用を受けようとする者には同条に該当する利用であることを証明する書類を提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第7条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第32条第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100分の 4.9
--------------------------	-----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年10億円以下の金額	100分の 4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の 5.7

と、同条第4項第2号中「100分の 4.9」とあるのは「100分の 4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の 5.7）」とする。

2 [略]

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条第2項の表中「2年」とあるのは、「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年）」とする。

(種別割の税率の特例)

第12条 [略]

2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車にあっては同年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受

けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1)～(3) [略]

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第4項で定めるもの

(6) [略]

3 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車平成31年4月1日(自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車にあっては同年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第5項で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第6項で定めるもの

[略]

けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1)～(3) [略]

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第4項で定めるもの

(6) [略]

3 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車平成31年4月1日(自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車にあっては同年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第5項で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第6項で定めるもの

[略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県税条例（以下「改正後の条例」という。）第32条及び附則第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち改正後の条例第32条第2項に規定する小売電気事業等（以下この項において「小売電気事業等」という。）又は同項に規定する発電事業等（以下この項において「発電事業等」という。）を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。